

## 男女共同参画推進委員会規則

- 1 公益社団法人日本心理学会定款第4条(8)に基づく男女共同参画推進委員会（以下、委員会という。）は、本規則の定めるところによる。
  - 2 委員会は、人文科学系の学術領域における男女共同参画を推進することを目的とし、常務理事会のもとに設置する。
  - 3 委員会は、次の委員をもって組織する。
    - (1) 担当常務理事
    - (2) 正会員の中から常務理事会が指名したもの
  - 2 委員の任期を、以下のように定める。
    - (1) 前項(1)の委員の任期は、当該職在任期間とする。
    - (2) 前項(2)の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
  - 3 第1項(2)の委員は、理事長が委嘱する。
  - 4 委員長は、委員の中から理事長が指名する。
  - 5 委員長指名による副委員長を置き、委員長を補佐する。
  - 6 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代行する。
- 
- 4 本規則の改正は、常務理事会の承認を得るものとする。

### 附則

- 1 本規則は、2018年7月15日より施行する。